



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

上場会社名 株式会社トーエネック  
代表者 代表取締役社長 久米 雄二  
(コード番号 1946)  
問合せ先責任者 執行役員法務室長 藤田 憲邦  
(TEL 052-219-1908)

### 建設業法に基づく営業停止処分について

このたび、当社は、三重県公共工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結したことを処分の原因として、同法第 28 条第 3 項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局より、本日付で営業停止処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に関しては、平成 27 年 4 月 21 日に国土交通省中部地方整備局に対して自主的に報告を行いました。その後、自発的に社内調査を行った結果、他の下請負人 3 社との間における同様の違反 5 件を確認し、これらの違反につきましても平成 27 年 5 月 27 日に当局に報告済みですので、あわせてお知らせいたします。

お客さまや株主・投資家の皆さまにはご迷惑・ご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、二度と同様の事象を発生させることのないよう、再発防止策に真摯に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 営業停止処分の内容

##### (1) 停止を命じられた営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における電気工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

(注 1) 「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注 3) 「民間工事」とは、上記(注 2)以外の建設工事をいう。

(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

##### (2) 営業停止期間

平成 28 年 5 月 31 日から平成 28 年 6 月 6 日までの 7 日間

## 2. 処分の原因となった事案について

三重県および三重県企業庁が発注する電気工事において、当社の発注部署および審査部署が、下請負人の建設業許可が期限切れであることを認識していたにもかかわらず、工事着手までに許可を取得すれば適法であると判断し、下請契約を締結しました。発注部署は、同社に対し建設業許可を取得するよう指導していましたが、同社は取得しないまま工事を行いました。

## 3. 社内調査で確認した同様の違反について

同様の違反（建設業無許可業者との下請契約）5件は、いずれも民間の電気工事（下請負金額：最大約1,000万円）であり、その内容は次のとおりです。

- ・電気工事を伴う屋外看板設置を注文するにあたり、当該下請負人が屋外広告業の登録を受けていたため、担当者は同登録があれば施工できると誤解し、建設業許可の確認をしないで下請契約を締結したもの（1社2件）。
- ・建設業法上、建設業許可が必要となる請負代金の額について、担当者はこれを税抜金額であると誤認識していた（実際には税込が正しい）ため、約520万円（税込）の電気工事について建設業許可を受けなくても施工できる軽微な建設工事\*であると誤った判断をし、建設業許可の確認をしないで下請契約を締結したもの（1社1件）。
- ・当該業者との間で軽微な建設工事\*の下請契約をたびたび締結していたため、定期的に建設業許可取得状況を確認している常時（認定）協力会社であると思込み、建設業許可の確認をしないで下請契約を締結したもの（1社2件）。

※建築一式工事以外の建設工事（電気工事等）については、工事1件の請負代金の額が500万円未満（税込）の工事をいう。（建設業法施行令第1条の2第1項）

## 4. 発生原因および再発防止策について

このたびの建設業法違反は、下請負人の建設業許可確認ルール・体制の不備および一部担当者の建設業法に対する理解不足が原因であり、再発防止のため次のとおり取り組んでおります。

### ①建設業許可確認手続きの見直し

下請負人との取引に関して一部不明確だった確認手続きを見直し明確化するとともに、工事契約審査における建設業許可取得状況確認の徹底を図っております。

### ②定期的な業務運用状況の確認徹底

部門総括部署が定期的に事業場、現場における工事発注手続きの取組状況を確認し、建設業法違反の未然防止に努めているとともに、考査部署による定期的な業務考査を実施し、社内ルールが有効に機能しているか検証することとしております。

### ③建設業法・コンプライアンス教育の徹底

建設業法を正しく理解するため教育内容の充実化を図り、現場末端まで建設業法遵守の重要性を再教育するとともに、さらなるコンプライアンス教育に取り組んでおります。また、コンプライアンス役員巡回を継続実施することとしました。

## 5. 社内処分について

関係者の責任を明確にするため、当社の人事諸規則に従い、次のとおり処分いたしました。

- ・ 執行役員（1名） 月額報酬の10%減額（1ヶ月）
- ・ 従業員 譴責（3名）  
（その他、2名を訓戒といたしました。）

また、代表取締役2名および取締役2名が、経営責任を明確にするため月額報酬の10%（1ヶ月分）を自主返上いたします。

## 6. 業績への影響

本件について、今後、業績に重大な影響を与えることが判明した場合には、すみやかにお知らせいたします。

（参考）当期連結業績予想（平成28年4月28日公表分）および前期連結実績

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 （平成29年3月期）	204,000	5,100	5,400	3,300
前期連結実績 （平成28年3月期）	198,242	8,117	8,209	4,442

以 上